

荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

平成 25 年 12 月 27 日経済産業省・国土交通省告示第 9 号（制定）

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化（以下「電気需要平準化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第 5 条第 2 項で指定する電気需要平準化時間帯は、7 月 1 日から 9 月 30 日までの 8 時から 22 時まで、及び 12 月 1 日から 3 月 31 日までの 8 時から 22 時までとする。

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲で 1 及び 2 に掲げる貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

ただし、電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

なお、荷主が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないように、十分留意するものとする。

1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更

1 - 1 電気需要平準化時間帯における貨物の輸送（駅における荷役作業等を含む。）の軽減への協力

電気需要平準化時間帯における貨物の輸送（駅における荷役作業等を含む。）を軽減させるため、荷主は、電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への荷送りの時間帯の見直しその他の貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する貨物輸送事業者の取組への協力を検討すること。

1 - 2 電気を使用する輸送用機械器具の充電時間帯の電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更への協力

充電を要する電気を使用する輸送用機械器具に貨物を輸送させる場合には、電気需要平準化時間帯における当該輸送用機械器具の充電を軽減させるため、荷主は、当該輸送用機械器具を使用する貨物輸送事業者が充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更ができるよう、貨物の荷送りの時間帯の見直しを検討すること。

この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を使用して貨物を輸送する時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

2 その他荷主が取り組むべき措置

2 - 1 エネルギーの使用の合理化に関する措置

電気需要平準化時間帯において、電気を使用する輸送用機械器具を使用する貨物輸

送事業者に貨物を輸送させる場合には、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要平準化の促進に努めること。

2 - 2 着荷主としての取組

調達する貨物を自らの貨物として取扱う場合には、電気需要平準化時間帯における貨物の受取りを軽減させるため、荷主及び貨物輸送事業者に協力し、荷受けの時間帯の見直しを検討すること。

制定文 抄

平成二十六年四月一日から適用する。